

Go Toトラベル事務局 御中

Go To トラベル事業 参加同意書

Go To トラベル事業参加にあたり、以下の取組を実施することをに同意いたします。

1. 新型コロナウイルス感染症対策に関する事項

- (1) チェックインに際しては、直接の対面を避けるなど、感染予防策を講じた上で旅行者全員に検温と本人確認を実施します。
- (2) 旅行者に検温等の体調チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、週末も含め保健所の指示を仰ぎ、適切に対応します。
- (3) 浴場や飲食施設等の共用施設の利用について、人数制限や時間制限などを設け、三密対策を徹底します。
- (4) ビュッフェ方式において、食事の個別提供、従業員による取り分け、もしくは個別のお客様専用トングや箸等を用意し共用を避けるなど料理の提供方法を工夫し、また、座席の間隔を離すなど、食事の際の三密対策を徹底します。
- (5) 客室、エレベーターなどの共用スペース等の消毒・換気を徹底します。
- (6) 「参加条件」を徹底・実施している旨をホームページやフロントでの掲示等で対外的に公表します。
- (7) 旅行商品の予約、購入時や宿泊施設でのチェックインの際等に、旅行者が順守すべき事項を周知徹底します。また、若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は一般的にリスクが高いと考えられるため控えることが望ましい。ただし、それだけをもって一律に支援の対象外とするものではなく、修学旅行・教育旅行などのように、着実な感染防止対策が講じられることを前提に、適切に旅行が実施されるべきことを周知徹底します。
- (8) 登録を受けた事業者が上記(1)から(7)の条件を満たしていないことが発覚した場合、登録を取消すこととする。

2. 地域共通クーポンの取扱いに関する事項

- (1) 地域共通クーポンの管理
Go Toトラベル事務局から送付される地域共通クーポンを受け取り、施錠可能な保管庫等で保管し、地域共通クーポン取扱マニュアルにより適切に管理します。
- (2) 地域共通クーポンの旅行者への配布
適切な方法で旅行者へ地域共通クーポンを発行・配布し、券簿に記録し管理します。
なお、旅行者に配布できない場合、配布されるべき地域共通クーポンの付与額又は枚数等（事務局の承認のもと、特例として旅行代金総額、旅行人数及び宿泊数の伝達でも可能とする場合があります）を旅行者及び宿泊施設に対して正確に伝達できる手段を整備することで、宿泊施設に依頼し了承を得たうえで、地域共通クーポンの配布を行います。
- (3) 地域共通クーポンの回収
自身が旅行者へ配布した地域共通クーポンについて、減員及び二泊目以降の取消が生じた場合は、事業者の責任において適切な枚数を回収する。回収した地域共通クーポンは事業者にて保管します。
- (4) 地域共通クーポンの返納
Go Toトラベル事業への参画終了次第、速やかに残存及び回収した地域共通クーポンをGo Toトラベル事務局へ返納します。
- (5) 不正利用の防止
地域共通クーポンの不正利用の防止に努めます。
- (6) その他
地域共通クーポンの返納に不足が生じ、Go Toトラベル事務局より差額の請求があった場合、速やかに支払います。

3. 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する事項

私は、次のとおり、反社会的勢力ではないことを表明し確約いたします。
なお、次の1. の各号のいずれかに該当し、もしくは2. の各号のいずれかに該当する行為をし、または本表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、貴事務局との取引が停止され、または給付金の交付を解除されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、いっさい私の責任といたします。

- (1) 現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを 確約いたします。
①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団関係者 ④総会屋 ⑤その他前各号に準ずるもの
- (2) 自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
①反社会的勢力に対する資金提供など、反社会的勢力と密接な関係を持つ行為
②暴力的な要求行為 ③法的責任を超えた不当な要求行為 ④取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ⑤風説を流布し、偽計を用いた威力を用いて貴事務局の信用を毀損し、または貴事務局の業務を妨害する行為
⑥その他前各号に準ずる行為

私は上記内容を宣言の上、サービス産業消費喚起事業(Go Toトラベル事業)に参加いたします。